

川崎市調査票点検担当からのお知らせ VOL.6

～特記事項の記入、お問い合わせの方法について～



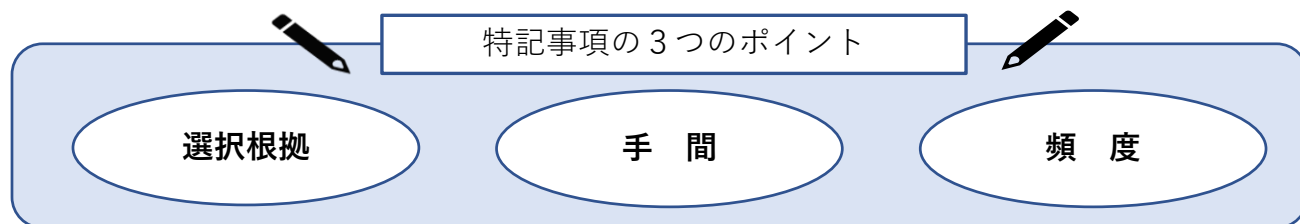
令和3年11月より川崎市様から要介護認定事務業務を受託した(株)日本ビジネスデータプロセッシングセンターです。川崎市様と協同して認定調査票の適正化や効率的で効果的な業務の遂行に取り組んでまいります。

特記事項のご記入の際に、留意して頂きたい内容を以下に記載しております。内容をご確認の上、認定調査票作成にお役立てください。

特記事項の記入についての留意点

・「介助されていない」(介助の方法の項目)、「ない」(有無の項目)、「できる」(能力の項目)以外の選択肢の場合は特に、判断された根拠が分かるように特記事項の記載を頂くようお願い致します。

介護認定審査会において、特記事項は、「基本調査(選択根拠)の確認」と介護の手間という2つの視点から活用されるが、それぞれの目的を果たすため、「選択根拠」、「手間」、「頻度」の3つのポイントに留意しつつ、特記事項を記載する。(認定調査員テキストP18より)



● 例文 1

2-5 排尿 「一部介助」

娘が一部介助を行っている。

3つのポイントを
記載すると...

選択根拠

手 間

頻 度

具体的な記載がなく、
対象者の排尿状況が
分かりづらい

2-5 排尿 「一部介助」

紙パンツを使用。週5日、自身で清拭と水洗は行うが、紙パンツとズボンの上げ下げは手の痺れによって上手く出来ず娘が行うため、「一部介助」を選択。週2日、体調の悪いときはベッド上で紙パンツの交換を行い、一連の動作はすべて娘が行う。

選択根拠

本人は清拭と水洗、娘が紙パンツとズボンの上げ下げを行っている状況より「一部介助」

手 間

週2日、娘がベッド上で紙パンツの交換を全介助で行う。

頻 度

一部介助は「週5日」
全介助は「週2日」

● 例文 2

4-12 ひどい物忘れ 「ある」

火の消し忘れがある。

3つのポイントを
記載すると...



選択根拠

手 間

頻 度

具体的な状況や頻度、
介護の手間の記載が
なく、対象者の状況
が分かりづらい



4-12 ひどい物忘れ 「ある」

火を使わないように伝えているが、自分で調理できるとしており、ガスを付けっぱなしにし、鍋を焦がすことが週2回ある。火を消し忘れるため、家族が気をつけて消しているが、目を離れたすきに火を使うことがある。

選択根拠

火を消し忘れて、鍋を焦がすことがあり、家族が気を付けて消す対応を行っている。

手 間

家族が気をつけて火を消している。

頻 度

週2回

特記事項の記入についての留意点

- ・ 選択に迷った場合は、判断根拠等が介護認定審査会に伝わるように記載をお願い致します。
- ・ 日常生活自立度は、「認知機能・状態の安定性の評価」、「運動能力の低下していない認知症高齢者に対する加算」の推計等に用いられます。「自立」以外の選択肢の場合は記載をお願い致します。

【お問い合わせ時の確認事項】

調査員様へのお問い合わせの際は弊社担当者が「川崎市、調査票点検担当の〇〇です。」と名乗ります。個人情報保護の観点から調査対象者の「苗字」と「調査日」をお伝えしますので、「氏名（フルネーム）」と「被保険者番号」をお答えください。

【お問い合わせ例】

点検担当者「川崎市、調査票点検担当の〇〇です。××居宅の□□様のお電話で間違いありませんでしょうか。」

◇月◇日に調査頂いた△△様の調査票の件でのお問い合わせです。個人情報の観点から△△様の被保険者番号とフルネームを確認させて頂いてよろしいでしょうか。」

調査員様「被保険者番号123456789の△△ ▽▽様です。」

点検担当者「ありがとうございます、確認が取れました。では、確認内容ですが～」

弊社では委託事業所様へ認定調査票に関するお問い合わせを、携帯電話からさせて頂いております。携帯電話番号に関しては、川崎市ホームページの「川崎市：認定調査業務委託事業者の皆様へ」よりご確認ください。